

『都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト』に参加します

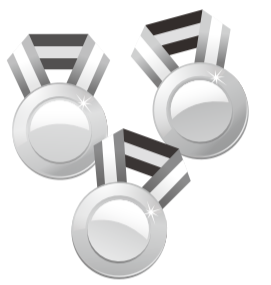
市では、東京2020組織委員会が主催する不要となった小型家電に含まれる希少金属を東京オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに活用する取組みに、7月から参加します。

▼回収品目：携帯電話・スマートフォン ※周辺機器充電アダプター等は対象外です。

▼回収場所：市役所1階受付（回収BOXを設置します）

◇注意ください

- ・回収BOXは市役所開庁時間にご利用できます。
- ・一度お受けした製品は返却できません。
- ・個人情報が含まれているも



のは、個人情報をご削除してからお出しください。

・事業で使用したものは回収できません。

■地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

木造住宅の耐震診断および耐震改修の費用の補助を行っています

地震に対する木造住宅の安全性を高め、災害に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断・耐震改修を行う方に、これに要する費用の一部を補助します。

◆耐震診断・改修共通

▼補助対象木造住宅
次のすべてに該当する木造住宅

- ・市内に所在していること
- ・昭和56年5月31日以前に着工されたものであること
- ・一戸建ての住宅または併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2分の1以上のもの）であること

建築防災協会の発行する「木造住宅の診断と補強方法」に基づいて行う一般診断法または精密診断法による耐震診断

▼補助金額
補助対象耐震診断に要した費用の3分の2の額に相当する額（1,000円未満の端数は切捨て。8万円を限度）

◆木造住宅耐震改修

▼補助対象耐震改修
耐震診断において判定値が1.0未満と診断され、かつ、耐震改修工事後の判定値が1.0以上となるもの

▼補助金額
耐震改修設計・監理・工事に要した費用の一定割合の額（40万円を限度）

■問都市整備課住宅班
☎0475(70)0366

人権擁護委員に内山明子氏が新任

平成29年7月1日付けで内山明子氏(四天木甲)が新しく人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、人々の間に正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には、相談相手になって救済したりするなどさまざまな場面で活動しています。

本市では、内山氏の他に5人の方々が人権擁護委員として、人権相談や人権教室などの啓発活動を行っています。

困ったことがありましたらお気軽にご相談ください。

◆人権相談

▶相談日時=毎月第3(木) 10時~12時、13時~15時

▶会場=中央公民館1階相談室

■問地域づくり課市民協働推進班
☎0475(70)0342

農地を貸したい方へ 農地の出し手を募集しています

規模を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。

農業からのリタイアを考慮している、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなど、貸したい農地がある方は、農地のありたい方へ

規程を拡大したい担い手に貸し付ける農業振興地域内の農地を探しています。

農業からのリタイアを考慮している、相続した農地の管理に困っている、水田をやめて畑に専念したいなど、貸したい農地がある方は、農地のありたい方へ

詳細は問い合わせください。

■問(公社) 千葉県園芸協会農地部
☎0475(223)3011

■問(公社) 千葉県園芸協会農地部
☎0475(70)0393

野焼きをしないけません

適切な焼却設備を用いずにごみを燃やすことは「野焼き」と呼ばれ、法律で禁止されています。ドラム缶を用いて焼却したり、地面に穴を掘って焼却することも野焼きにあたり、懲役・罰金等の処罰の対象となります。

芝焼き、お焚き上げ、軽微な焚き火、農林漁業等の運営上やむを得ない場合など、例外的に野焼きが認められる場合であっても、発生する煙、灰、臭い等が他人の迷惑にならないようしなければなりません。

野焼きを原因とした火災や苦情が多く発生しています。良好な生活環境を維持するために、廃棄物は適切に処理し、野焼きは行わないようにしましょう。

■問地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

草刈機等の無料貸し出しを行っています

市では、市内で区・自治会、NPO法人等が行うボランティア清掃に対し、無料で草刈機・噴霧器（1回の申請で2台まで）を貸し出しています。

申請状況により、希望にそえない場合もありますのでご了承ください。

詳細は問い合わせください。

■問地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

空き地の雑草は定期的に除去を

空き地に雑草が茂っていると、周囲の景観を損なう上、やぶ蚊やハエなどの害虫の発生源になったり、ごみの不法投棄を招いたりして、周辺に住んでいる皆さんに迷惑が掛かります。

また、歩道や車道に雑草がはみ出すと、人や自転車、車の通行の妨げとなり危険です。これから夏にかけて雑草が伸びやすくなるので、空き地を所有・管理されている方は、定期的に草刈りなどを行いましょ。皆さんのご協力をお願いします。

■問地域づくり課環境対策班
☎0475(70)0386

こちらは消費生活センターです!

～気付きと見守りが消費者トラブルを防ぐ～

高齢者の消費者トラブルが年々増加しています。「健康」「お金」「孤独」という高齢者の3つの大きな不安をきっかけとしたトラブルや被害が多くみられます。家族や周囲の人が気付かないうちに、健康食品などを次々と購入させられ被害が拡大するケースも目立ちます。

◆相談事例

事例1 高齢の母宛てにたくさんの健康食品が届いていることがわかった。見本を送ってもらったことがきっかけとなり、電話勧誘を受け、代引きでお金を支払ったようだ。

事例2 介護担当者からの連絡で、認知症の父が仮想通貨を購入する契約をしていたことがわかった。自宅を訪れた事業者につくく勧誘されその場で契約し、約30万円の現金を支払ったようだ。

◆気付きと見守りのポイント

トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の人の協力が不可欠です。日ごろから家族やホームヘルパーなど、周囲の人が高齢者本人の居室・居居の様子、言動や態度に変化や不審な点がないか気を付けましょ。

家族と同居していても、日中一人で留守番をしている高齢者がトラブルや被害に遭うこともあり、注意が必要です。

◆早めに消費生活センターへ

身近な高齢者について、少しでも変化に気付いたら「何か困っていませんか?」「事業者から勧誘されていませんか?」「本当に必要な契約ですか?」などと高齢者本人に声を掛けましょ。トラブルや被害に遭っているようであれば本人に経緯などを確認ましょ。

消費生活センターへは、高齢者本人からだけではなく、家族なども相談することができます。トラブルや被害に遭っているとわかったら、すぐに消費生活センター等に相談ましょ。

※参考 くらしの豆知識2017

＜市消費生活センター＞

▶相談日時=祝日を除く(月)・(火)・(水)・(金) 10時~12時、13時~16時

▶会場=中央公民館1階相談室

▶相談電話=☎0475(70)0344

■問地域づくり課市民協働推進班
☎0475(70)0342

農地パトロール (利用状況調査) を実施します

農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っています。このため、遊休農地の実態把握と発生防止・解消および農地の違反転用発生防止対策のために、農地パトロール(利用状況調査)を実施します。

農地パトロールの実施は農地法第30条に定められており、平成29年度は8月上旬まで行います。

なお、調査の際に農地に入ることが

ありますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問農業委員会事務局

☎0475(70)0393

